

性能等確認の申請に関する手引き

国土交通省 自動車局
技術・環境政策課

令和5年3月

本手引きの目的

- 国土交通省では、特定原付(電動キックボード等)が安全に利用される環境を整備するため、令和4年12月に①保安基準を策定するとともに、②性能等確認制度を創設したところです。
- 本手引きは、改正道路交通法の施行に向けて、特定原付の製作者等が性能等確認に係る申請を性能等確認実施機関に対して行う際に必要となる標準的な書類について理解を深めていただくことを目的としています。

性能等確認の申請に向けてご準備いただきたい書面

- 性能等確認実施機関において、①保安基準適合性、②製作の均一性、③改善措置の実施体制を確認するにあたり、試験車に加えて、以下の書面が必要になりますところ、ご準備いただきますようお願いいたします。

【一般項目関係】

- ① 提出書面一覧
- ② 申請書
- ③ 諸元表
- ④ 外観写真及び外観図
- ⑤ 取扱説明書
- ⑥ 性能等確認済シールの貼付イメージ

【保安基準適合性関係】

- ⑦ 構造・装置の概要説明書
 - (ア)装置の名称及び型式
 - (イ)装置の製作者名
 - (ウ)装置の構成、機能及び作動原理
- ⑧ 保安基準第1条第1項第13号の6イ(電動機の定格出力)及び第66条の15(バッテリー安全)への適合を示す書面(テストレポート)

【均一性関係】

- ⑨ 特定原付の製作工程を定めた書面
- ⑩ 特定原付の検査の工程、項目及び手法を定めた書面(※1)

【改善措置関係】

- ⑪ 改善措置の実施に係る方法を定めた書面

【その他】

- ⑫ 同一の型式に該当する使用過程車の車台番号のリスト(※2)
- ⑬ 使用過程車の性能等確認に係る宣誓書(※2)
- ⑭ その他確認に当たって必要と認められる書面

※1: 新車の場合のみ

※2: 使用過程車の場合のみ

各書面について: ①~④

① 提出書面一覧

② 申請書

- ガイドラインの別紙6の様式を参考に、各実施機関が様式を定めます。
- 詳細は、各実施機関にご確認ください。

③ 諸元表

- 記載項目は、少なくとも右に掲げる**主な諸元**を網羅するように記載してください。
- 設計に応じて特徴的な項目があれば、当該項目についても記載ください。

④ 外観写真及び外観図

- 外観写真は「正面及び左側面の写真」を、外観図は三面図を提出してください。
- 外観写真は、性能等確認の結果、適合通知を受けた場合には、国交省HPに掲載いたします。

<主な諸元>

- 車名: 製作者名であることが一般的
- 型式: 製作者が定める型式番号
- 車両重量: 空車時の車両の重量
- 寸法: 長さ、幅、高さ
- 最高速度: 速度抑制装置が作動する速度(車道/歩道モードそれぞれ記載)
- 蓄電池: 電動機用蓄電池の公称電圧、容量
- 車輪数: 2輪/3輪/4輪の別
- 駆動方式: 「前輪駆動/後輪駆動/全輪駆動」の別
- 定格出力: 電動機の定格出力
- 変速機: 有無
 - (有の場合)種類: 手動/自動/半自動の別
 - (有の場合)ギア比: 各ギア比
- タイヤ: 空気入タイヤ/固形ゴムタイヤの別
 - サイズ: 前後輪のタイヤサイズ
 - (空気入の場合)空気圧: 前後輪の定格圧力
- ブレーキ: ディスクレバー式(機械式/油圧式)/ドラムレバー式/回生式/足踏式(前後輪それぞれ記載)

各書面について: ⑤、⑥

⑤ 取扱説明書

- ❑ 実施機関の担当者が適切に試験走行等を実施するため、取扱説明書をご提出ください。
- ❑ ユーザー向けの既存のものでも可です。
- ❑ 取扱説明書には、例えば以下のような項目を記載してください。
 - 特定原付の機能・性能の説明
 - 操作方法
 - 使用者が実施すべき点検の方法
 - 保管方法
 - トラブルシューティング
 - その他注意事項

⑥ シールの貼付イメージ

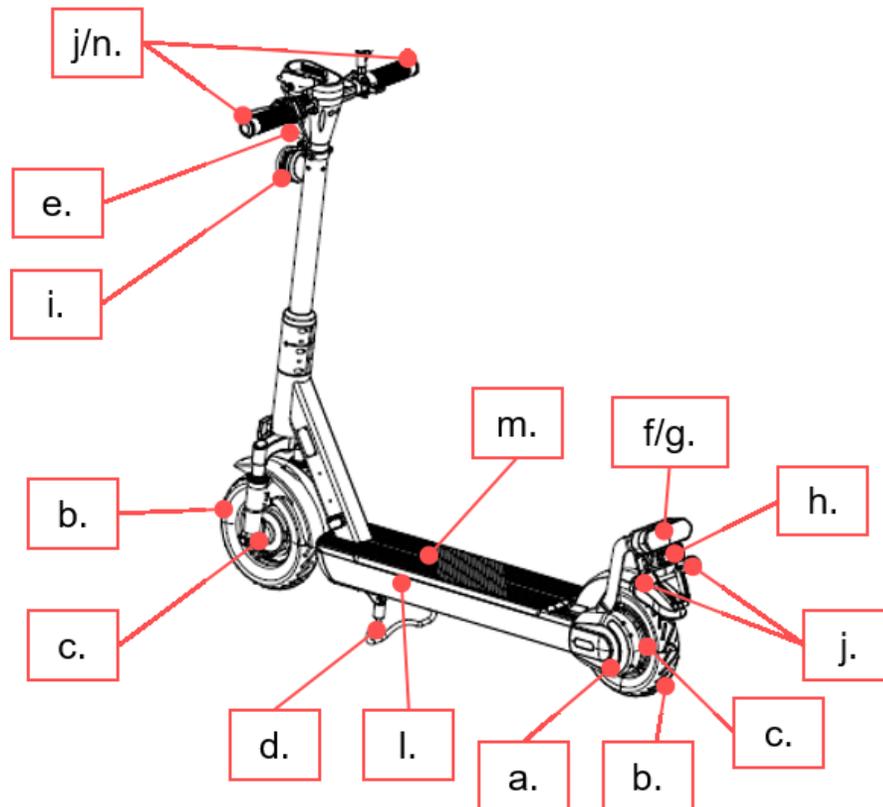
- ❑ 性能等確認済シールを、特定原付のどの位置に貼付するかを明確に示してください。
- ❑ 資料のイメージは以下の通りです。



⑦ 構造・装置の概要説明書

- 特定原付の構造の概要について、六面図や三面図をご提出ください。
- 搭載された装置(保安基準の適用を受ける装置)の全体像について、六面図、斜視図等を用いて記載してください。

<装置の全体像>



- a. 電動機
- b. タイヤ(走行装置)
- c. 制動装置
- d. 駐車制動装置
- e. 前照灯
- f. 尾灯
- g. 制動灯
- h. 後部反射器
- i. 警音器
- j. 方向指示器
- k. コントローラー(速度抑制装置)
- l. 電気装置(バッテリー)
- m. 乗車装置
- n. 最高速度表示灯

⑦ 構造・装置の概要説明書

- 装置の概要について、それぞれ①装置の名称及び型式、②装置の製作者名を記載してください。
- 特に、電動機・後部反射器・灯火については、以下に掲げる項目を記載してください。

【電動機】

型式	
製作者	
種類	ギアレス/インホイールなど

【後部反射器】

型式	
製作者	
反射器の面積	(cm ²)

【尾灯・制動灯・方向指示器・最高速度表示灯】

型式	
製作者	
定格電圧・電力	(V)、 (W)
最大光度	(Cd)
灯器の断面積	(cm ²)
(LED灯火の場合) LEDの点滅周期	(Hz)

⑧ 保安基準(電動機の定格出力・バッテリー安全)への適合を示す書面

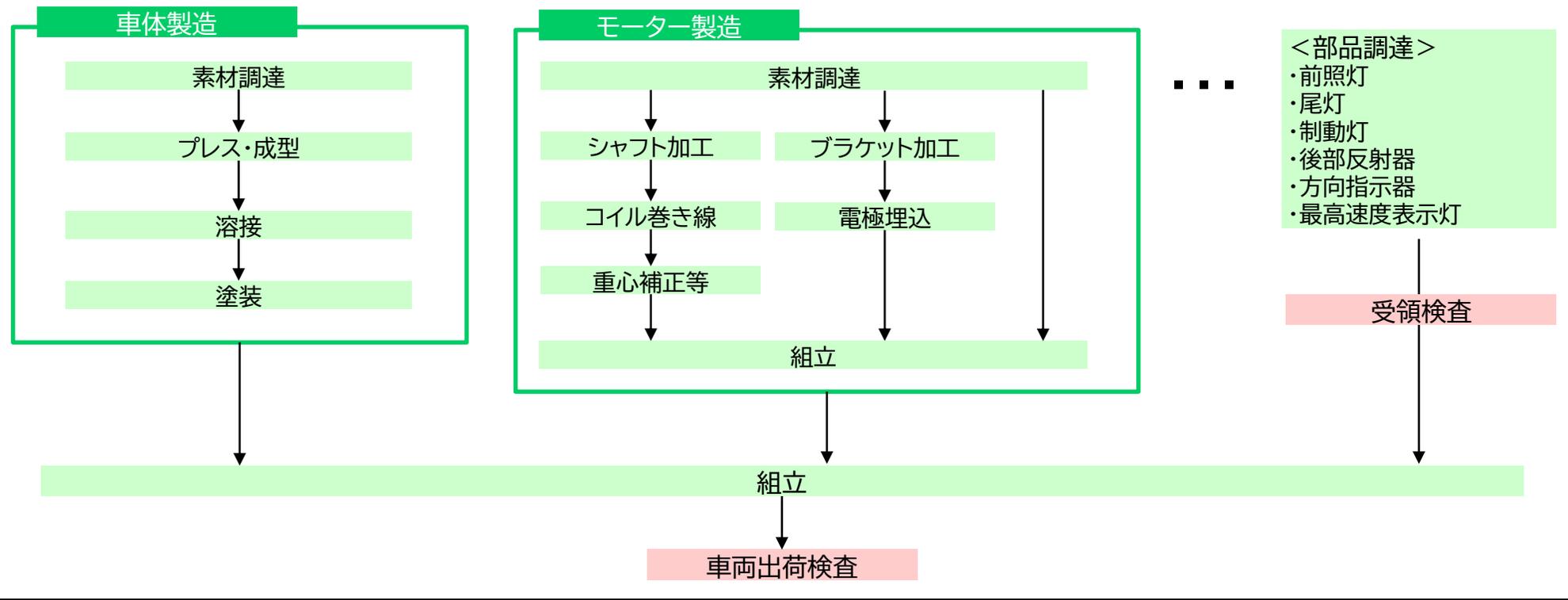
- 保安基準第1条第1項第13号の6イ(電動機の定格出力)への適合を示す書面として、電動機の出力に関するテストレポートをご提出ください。
- 保安基準第66条の15(バッテリー安全)への適合を示す書面として、以下に掲げる基準に適合することを証する書面をご提出ください。
 - UNR136
 - 国際連合危険物輸送勧告(UN38.3)
 - ヨーロッパ連合における統一規格(EN15194)
 - 電気用品の技術上の基準を定める省令(PSEマークが表示されているもの)

車両を出荷する工場が、当該特定原付の設計・製造等についてISO9001等の認証を有する場合には、認証書の提出で代替可。

⑨ 特定原付の製作工程を定めた規定書面

- 均一性を示すための書面の一部として、特定原付の製作工程の全体像を示す書面をご提出ください。
- 品質保証体系を明らかにするため、各工程において責任を負う部署等を明確にするとともに、どのタイミングでどのような検査工程を挟むのかを明らかにしてください。
- 資料のイメージとしては以下の通りです。

<製作の工程>



※工程の概要が分かるものであればよく、より詳細な既存の手順書などでも可。

⑩ 特定原付の検査の工程、項目及び手法を記載した規定書面 (※新車のみ)

- 製作した特定原付が保安基準に適合していることを確認するための検査について、各工程での検査項目や検査手法を記載してください。
- 検査項目とは、例えば、
 - ✓ 車体について、寸法にずれがないか、各部にバリがないか
 - ✓ 制動装置について、規定の距離で停止できるか、ワイヤが緩んでいないか
 - ✓ 尾灯について、適切な光度で発光するか、確実に取り付けられているか
- 検査手法とは、例えば、
 - ✓ 製作した全車両・全部品について検査する(全数検査)、又は製作した車両・部品のうち●●台に1台を抽出して検査する(抜取検査)の別。
 - ✓ 仕様通りに製作されていることを目視で確認する(目視)、灯火の明るさを光度計を用いて測定する(実測)等の別。なお、実測する場合には、何を用いて測定するのかを記載してください。
- 検査工程の一部又は全部を、自社で行っていない(他社に委託している)場合は、委託先及び委託内容を明確にしてください。

車両出荷検査 検査項目		検査方式	検査方法
車体	仕様の通りか	全数	目視
	傷、バリがないか	全数	目視
警音器	音が鳴るか、適切な音量か	全数	聴覚
制動装置	規定の制動距離で停止できるか	抜取	車速計・メジャー
...

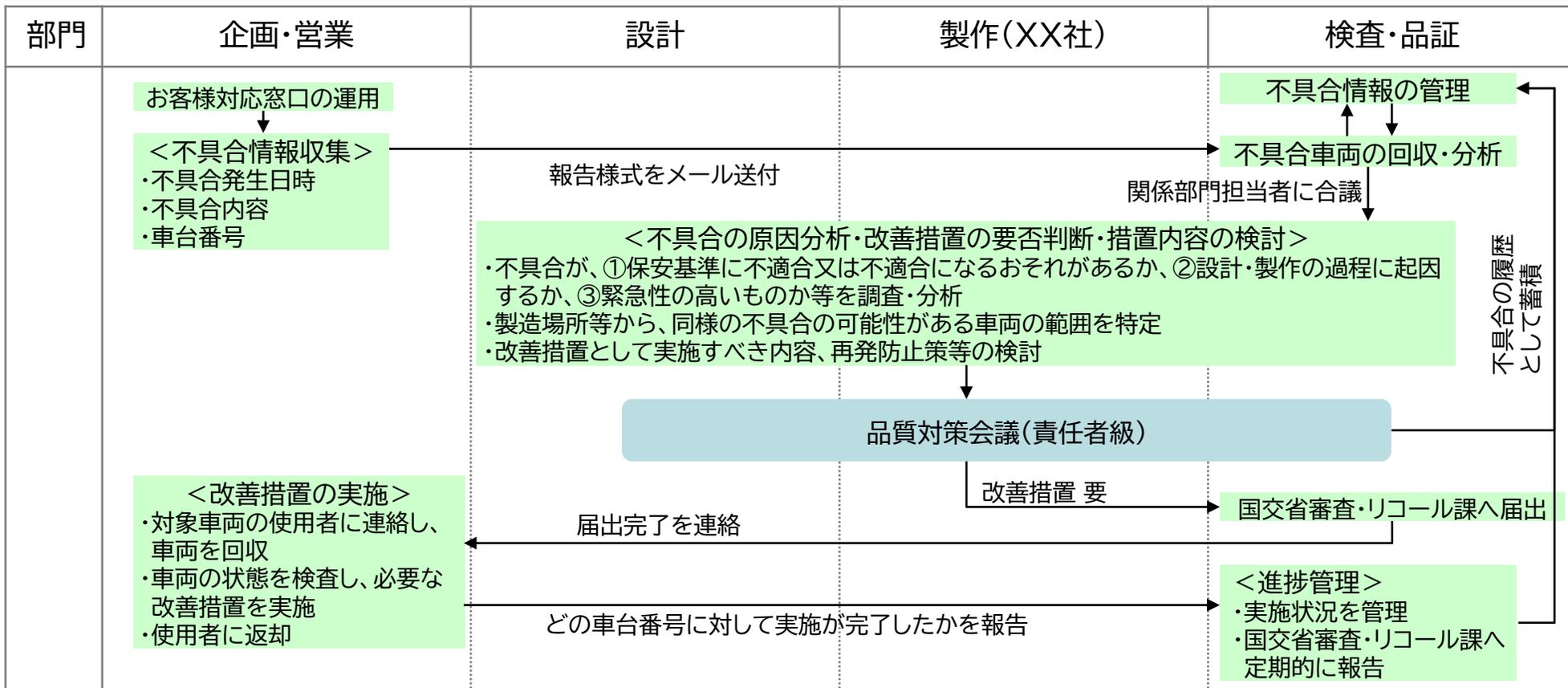
⑪ 改善措置の実施に係る方法を記載した規定書面

- 出荷した車両の不具合情報を収集から改善措置を完了するまでの一連のプロセスを規定した書面をご提出ください。
- 一連のプロセスとは、
 - ① 不具合情報の収集
 - ② 原因や基準適合性への影響の分析
 - ③ 改善措置の要否の判断
 - ④ 必要な場合は、車両の製作履歴等の情報と突合し対象車両の範囲を特定、措置内容の判断
 - ⑤ 審査・リコール課へ届出
 - ⑥ 対象車両の使用者への連絡
 - ⑦ 改修作業の実施
 - ⑧ 実施状況の進捗管理
 - ⑨ 審査・リコール課への実施状況報告
 - ⑩ 進捗しない場合にはその改善策の検討・実施

各書面について: ⑪-2

⑪ 改善措置の実施に係る方法を記載した規定書面

- 資料のイメージは以下の通りです。(フロー図によらず、規定文でも可です。)
- 留意点としては、
 - ✓ 不具合情報の収集窓口は、広くユーザーがアクセスできるものであること
 - ✓ 「誰/どの部署が」「どのタイミングで」「何を」実施するかを明確にすること
 - ✓ 各業務について適切な能力のある者が実施すること(業務分担は下図に限るものではありません。車両・部品を輸入・調達している場合は、輸出元と適宜連携してください。)



各書面について:⑫~⑬

⑫ 同一の型式に該当する使用過程車の車台番号のリスト (※使用過程車のみ)

- 使用過程車に係る性能等確認を申請される場合には、提示する試験車両と同一の型式に該当する車両の車台番号リストをご提出ください。
- なお、性能等確認で適合と判定された場合には、
 - ✓ ご提出いただいたリストにある車両にのみシールを貼付いただきます。
 - ✓ シールの貼付を開始する前に、⑬宣誓書と併せて、国交省自動車局技術・環境政策課にもご提出ください。

⑬ 使用過程車の性能等確認に係る宣誓書 (※使用過程車のみ)

- ガイドライン別紙10の宣誓書にご記入の上、国交省自動車局技術・環境政策課にご提出ください。(性能等確認実施機関への提出は不要です。)

性能等確認の主な流れ

1. 申請書及び添付書面の提出
2. 試験車の納入
3. 試験実施に向けた打合せ
 - 仕様の概要説明
 - 試験日程の調整
 - 必要な試験や試験条件の確認、等
4. 手数料の納付
5. 試験実施
6. 結果の通知

認定された性能等確認実施機関や連絡先は、以下URLに掲載しております。
詳細については、性能等確認実施機関に直接お問合せください。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html)